

全建労発第50号
平成29年11月13日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり、平成29年9月末時点の建設業における労働災害による死亡数が前年に比べ大幅増となり、このうち、墜落・転落災害によるものが4割を占めていること、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」において、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図ることとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」の別添に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図ることが明記されたことを受け、災害の多発が懸念される年末年始の2ヶ月間（平成29年12月1日から平成30年1月31日まで）に実施される「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」に関する周知・協力要請がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対しまして、別添のリーフレットを活用いただき、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及推進について周知いただきますとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただきますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基 発 1107 第 3 号

平成 29 年 11 月 7 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 9 月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は 212 人で、前年同期と比べ 20 人（10.4%）の大幅な増加となっています。このうち、墜落・転落災害によるものは 90 人と、死亡災害全体の 42.5%を占めており、建設業における労働災害の減少を図るためには、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）に基づき本年 6 月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号の別紙）の別添に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の 2 ヶ月間（平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで）、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。

No more ! 墜落・転落災害 @建設現場

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～平成30年1月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。
期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組めますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

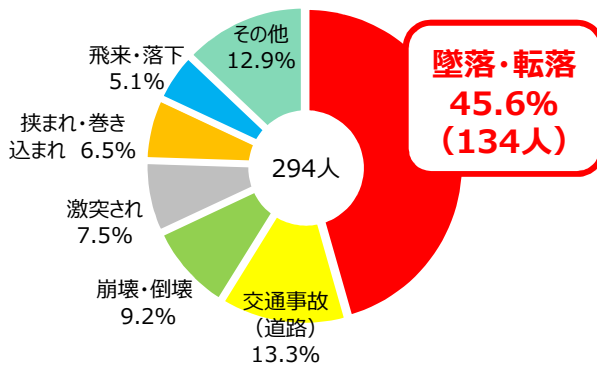
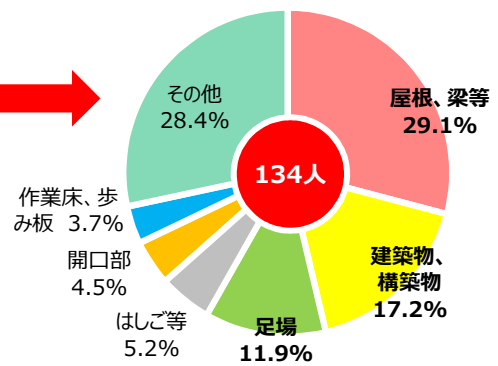


図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



建設現場では、a～iの実施事項（基本事項）を要確認

<input type="checkbox"/>	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/>	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	e. 足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/>	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/>	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないように、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの事項を確認して、にチェック！
※裏面も参照してください。



墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置(表面に記載した a ~ i の基本事項)を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、**厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

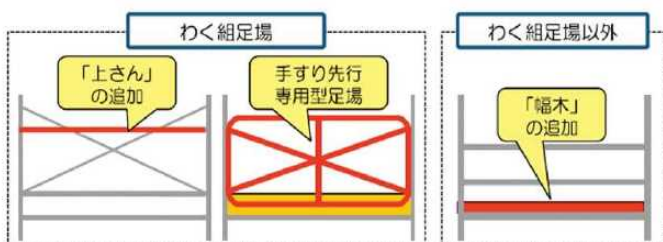
1：上さん・幅木などの設置

○ わく組足場の場合

- ・ 法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
- ・ 「手すり先行専用型足場」を設置すること。

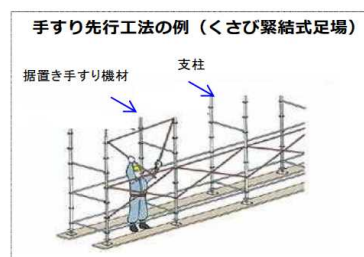
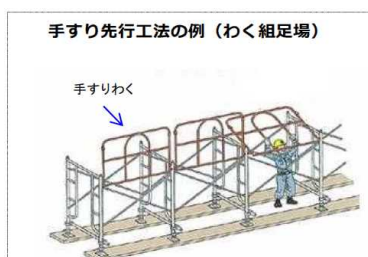
○ わく組足場以外の足場の場合

- ・ 法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。



3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

その他(はしご・脚立、屋根の上など)の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」参照 (www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf)。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照 (www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf)。